

## 諫早労働基準監督署が建設業労働災害防止対策の徹底を要請

平成23年2月1日、諫早労働基準監督署（署長 井上健司）は、労働災害発生状況、安全衛生管理実施状況調査結果及び年末建設現場安全パトロールの結果から（社）長崎県建設業協会諫早支部（支部長 吉田貞法）及び同協会大村支部（支部長 高瀬嘉博）の建設業団体に対し、建設業における労働災害防止対策の協力要請を行いました。

また、諫早監督署では、建設業安全衛生管理実施状況調査（アンケート調査）を実施、特にリスクアセスメントの実施状況が低調であることを受け、リスクアセスメントの普及促進を図るため「リスクアセスメント入門マニュアル」を作成、当該マニュアルの活用を併せて要請しました。

要請内容は以下のとおりです。

1 建設業店社首脳者による安全所信表明と現場巡視の実施

経営トップが安全第一を再認識し、労働者の安全意識の高揚を図るため、安全衛生に関する所信を明らかにするとともに、現場の安全管理状況の把握、安全意識の高揚を図ることを目的とした現場巡視の実施

2 墜落防止措置に係る総点検

墜落による死亡災害の占める割合が高いこと、墜落防止措置に係る法違反が多いこと等をかんがみ、併せて、改正された労働安全衛生規則（足場等改正）の順守を図るため、開口部及び足場等の墜落防止措置に係る総点検の実施

3 建設機械・クレーン等の転倒防止措置の徹底

建設機械による死亡災害、移動式クレーンの転倒事故等が発生していることから、安全な作業計画を作成し、当該計画に基づく正しい機械操作の徹底と転倒防止措置の徹底

4 解体工事現場における災害防止

解体工事現場における死亡災害、石綿対策の不徹底をかんがみ、作業主任者・作業指揮者による直接指揮の徹底、石綿対策の徹底、解体用建設機械の稼働範囲への労働者の立入禁止措置等の徹底

5 労働安全衛生マネジメントシステム及びリスクアセスメントの導入促進

計画的・継続的な安全衛生管理活動を推進するため、「労働安全衛生マネジメントシステム」及び「リスクアセスメント」の導入



要請書を受取る長崎県建設業協会大村支部長（右）、諫早支部長（左）